

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法*が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*を市町村長が指定できるようになりました。

岡山市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、公共・民間を問わず、市内の施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

については、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカーの掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (4) 冷房設備の適切な管理
 - (5) 利用状況の報告（1日1回椅子、ソファ等で休息している人数をカウント）

(申込資格)

- 3 申込資格は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 市民等、誰もが利用することができる場所を開放することができる施設
 - (3) 5人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間*（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

- 5 クーリングシェルター指定への申込みは随時受け付けます。

(申込方法)

- 6 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 7 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。
- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
 - (2) 協定の締結
 - (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト）
 - (4) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。
- (1) クーリングシェルター案内ステッカーの配布
 - (2) 熱中症特別警戒アラート※の発表時の情報提供
- ※熱中症特別警戒アラート…熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報

(その他)

- 9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

申込み・問い合わせ先	〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3
	岡山市 環境局 環境部 ゼロカーボン推進課
TEL	086-803-1282 (直通)
電子メール	zero-carbon@city.okayama.lg.jp